

## おおいた省 CO2 アドバイザー派遣業務実施要綱

### (趣旨)

第1条 本業務は、2050年カーボンニュートラル実現に向け、二酸化炭素の削減を図り、環境に配慮する事業者に対し、省エネルギー、エネルギー転換、再生エネルギーの導入等についての助言を行うおおいた省 CO2 アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣等について、必要な事項を定めるものとする。

### (アドバイザー)

第2条 二酸化炭素の削減についての助言を行うために県内で事業活動を行う事業者に派遣するアドバイザーは、おおいた省 CO2 アドバイザー設置要綱により知事の登録を受けた者とする。

2 アドバイザーは、訪問計画又は派遣依頼に基づき、県内の事業所において二酸化炭素の削減についての助言を行うものとする。

3 アドバイザーは、事務局が環境に関する最新情報等を提供するため実施する研修会等に参加するよう努めるものとする。

### (派遣対象)

第3条 県内で事業を実施している事業者の事業所

### (派遣手続)

第4条 事業者は、原則、派遣希望日の10日前までにおおいた省 CO2 アドバイザー派遣申請書（第1号様式）を事務局に提出するものとする。

2 事務局は、前項の規定による申請を審査し、アドバイザーの派遣を決定したときは、おおいた省 CO2 アドバイザー派遣決定通知書（第2号様式）により事業者に通知するものとする。

3 同一年度内に同一事業者への派遣は、原則として3回を上限とする。

### (実施報告)

第5条 アドバイザーは、事業所に訪問後10日以内におおいた省 CO2 アドバイザー訪問報告書（第3号様式）を事務局に提出しなければならない。

2 事務局は、前項の規定による報告を確認した後、アドバイザーに謝金（旅費相当額を含む。以下同じ。）を支払うものとする。

### (謝金)

第6条 アドバイザーの派遣に要する謝金及び旅費については、県が負担する

2 アドバイザーの謝金については、1時間あたり10,200円とする。

3 謝金の支払い対象となる時間は、1回の派遣につき3時間以内とし、対象となる時間に1時間未満の端数が生じるときは、30分未満の端数は切り捨て、それ以上を1時間に切

り上げるものとする。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

要綱は、令和8年6月5日から施行する。

第1号様式

年 月 日

大分県知事

殿

申請者

住所（郵便番号 - ）

名称

代表者（役職・氏名）

おおいた省 CO2 アドバイザー派遣申請書

下記のとおりおおいた省 CO2 アドバイザー派遣申請書の派遣を希望します。

派遣希望日時	令和 年 月 日 ( ) : ~ :		
派遣事業所の 住所・名称	〒		
業種		事業所の 従業員数	
主に相談したい 内容等			
担 当 者 の 氏名・連絡先	所属・氏名		
	電話		FAX
	Eメール		

第2号様式

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事

おおいた省 CO2 アドバイザー派遣決定通知書

年 月 日付けで申請のあったおおいた省 CO2 アドバイザー派遣について、次のとおり決定したので、通知します。

派遣日時	令和 年 月 日 ( ) : ~ :
派遣事業所の 住所・名称	〒
アドバイザー名	
備考	

大分県知事

殿

アドバイザー氏名

おおいた省 CO2 アドバイザー訪問報告書

下記のとおりおおいた省 CO2 アドバイザーとして事業所を訪問しましたので、報告します。

訪問日時	令和 年 月 日 ( ) : ~ :
訪問事業所の住所・名称	〒
助言の内容等	
今後の予定	